

**Q：サービス管理責任者研修（分野別）のみ資格を所持していたが、児童発達支援管理責任者研修の更新研修修了証も欲しい場合はどうしたらよいか。**

A：申込時にサービス管理責任者研修修了証の他に、児童発達支援管理責任者の実務要件を満たす年数分の実務経験証明書（原本での提出/本ホームページ『各種様式』に掲載）と資格書類のコピー、氏名等変更した場合は戸籍抄本の原本を提出する必要がある。また、児童発達支援管理責任者研修のみ資格を所持していたものが、サービス管理責任者研修の更新研修修了証を欲しい場合も同様である。

**Q：更新研修は1度受講すれば大丈夫か。**

A：実践研修修了後、5年毎に更新研修を受講する。なお、平成30年度以前に資格を取得されている場合は、初回更新研修修了年度の翌年を1年と数え、5年毎に更新研修を受講する必要がある。

**Q：令和5年までに更新研修を受講しなかった場合はどうなるか。**

A：定められた期間内に更新研修を受講出来なかった場合、実践研修から受講する必要がある。平成30年度以前に資格を取得されている方は、修了証発行年度（複数分野を修了されている場合、一番修了年度が古いもの）により、令和元年から令和5年まで受講優先年度を設けているので、更新研修実施要領を確認すること。

**Q：更新研修を受講する上で必要な実務経験等はあるか**

A：令和元年度から令和5年度においては、平成30年度以前にサービス管理責任者研修（分野別）、児童発達支援管理責任者研修を修了されている方は、初回の更新研修の受講に実務経験は必要ない。ただし、2回目以降の更新研修受講には、受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事していることが必要である。